

構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会運営要領（案）

（趣旨）

第一条 「構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会」（以下「委員会」という。）は、国土交通大臣の私的諮問機関として、構造計算書偽装問題に関するこれまでの行政対応上の問題を検証し、今後の建築行政における緊急対応のあり方について調査検討を行う。

（座長）

第二条 委員会に、座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、議長として委員会の議事を運営する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（招集）

第三条 委員会は、座長が招集する。

2 座長は、委員会を招集しようとするときは、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

（委員以外の者の出席）

第四条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（会議の公開）

第五条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、審議の円滑な遂行に影響が生じるものとして委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、この限りでない。

（委任規定）

第六条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

（庶務）

第七条 委員会の庶務は、国土交通省政策統括官において総括し、及び処理する。

附 則

この運営要領は、平成十七年十二月十六日から施行する。